

公益財団法人仙台観光国際協会ハイブリッド形式コンベンション開催助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が、現地参加と Web 経由のオンライン参加を組み合わせた形式の会議（以下「ハイブリッド形式コンベンション」という。）において、仙台市内で現地開催するものを対象に、その開催経費の一部を助成することについて必要な事項を定めるもので、感染対策に配慮した安心・安全なコンベンション開催への支援を通し、受入環境の向上、仙台市の交流人口の拡大、及び地域経済の回復に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハイブリッド形式コンベンション

現地参加と Web 経由のオンライン参加を組み合わせた形式の国際会議及び国内会議。

ただし、オンライン参加がオンデマンド配信のみの会議は対象外とする。

(2) 外国人

日本国外に居住する者。

(3) 全参加者数

現地会場において参加する者（以下「現地参加者」という）と、オンライン等で参加する者（以下「オンライン参加者」）を含む。

(助成対象会議)

第3条 助成の対象とするハイブリッド形式コンベンションは、次に掲げる各号すべての条件を満たすものとする。ただし、理事長が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

(1) 主たる現地会場が仙台市内であること。

(2) ハイブリッド形式コンベンションは、全参加者数が100人以上であり、参加国数が日本を含む3ヵ国以上、かつ外国人の現地参加者が10人以上、もしくは、全国規模（参加対象地域の範囲が東北地方を超えるもの）かつ県外からの現地参加者数が50人以上であること。

(3) 現地開催の会期が2日以上で、オンライン上で仙台市をPRすること。

(4) 資金計画、主催団体の組織が明確であり、適切に運営されていること。

(5) 営利を目的としないものであること。

(6) 主催団体が国、又は地方公共団体以外の、公益目的に資する団体であること。

(7) 特定の企業、政治団体若しくは宗教団体等の宣伝目的、又はこれらの団体に対する特定の便宜供与の恐れが生じないものであること。

(8) 産業、経済の振興、又は学術、芸術、文化の振興に寄与するものであること。

(9) 仙台市、又はその関係諸団体から当該年度内において助成を受けていないもの、また受ける見込みがないものであること。（コンベンション開催助成は除く）

(10) 暴力団等との関係を有していないものであること。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象とする経費は、オンライン配信に係る経費で、次に掲げるものとする。

- (1) カメラ、マイク、スイッチャー等機材の使用料及び賃借料
- (2) 専門技術員等人件費（オンライン配信に当たり直接的に要する部分に限る。）
- (3) 配信データ登録費・編集費
- (4) 視聴・配信システム構築及び利用費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、オンライン開催に必要で理事長が適当と認める経費

2 原則として、仙台市内もしくは宮城県内の事業者に手配を行うものとする。

(助成の上限)

第5条 助成額1件につき30万円を上限とし、千円未満切り捨てとする。

(交付申請)

第6条 助成の交付を受けようとする者（以下「主催者」という。）は、当該事業の開催1か月前までに、次の各号に掲げる書類を添付し、ハイブリッド形式コンベンション開催助成交付申請書（様式第1号、以下「交付申請書」という。）により理事長に申請しなければならない。

- (1) ハイブリッド形式コンベンション開催収支予算書（様式第1号の2）
- (2) 助成対象経費が記載された見積書等（写）
- (3) 開催概要・実施計画書等
- (4) その他理事長が必要と認める書類等

(助成の決定及び通知)

第7条 理事長は、交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、助成を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。ただし、審査は申請到着順に行うものとし、当該年度の予算額を超えて交付することはできない。

2 同日の申請において、予算額を超えた場合は抽選により助成する事業を決定するものとする。

3 交付決定した事業については、ハイブリッド形式コンベンション開催助成交付決定通知書（様式第2号）により、交付内定額（以下「内定額」という。）を附して主催者へ通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 主催者は、交付申請書提出後に開催内容について変更が生じた場合は、軽微な変更である場合を除き、ハイブリッド形式コンベンション開催助成事業変更承認申請書（様式第3号、以下「変更承認申請書」という。）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の変更承認申請がなされた場合は変更内容を査定し、変更事項及び交付に関する変更事項を、ハイブリッド形式コンベンション開催助成事業変更承認通知書（様式第4号）により主催者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 主催者は、当該事業を終了したときは、ハイブリッド形式コンベンション開催助成事業実績報告書（様式第5号、以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して速やかに理事長に提出しなければならない。

- (1) ハイブリッド形式コンベンション開催収支決算書（様式第5号の2）
- (2) 対象経費が記載された請求書もしくは領収書等（写）
- (3) 現地参加者、オンライン参加者の名簿
- (4) 当該事業のプログラム
- (5) ハイブリッド形式コンベンションの様子及びオンライン配信の様子が分かる写真
- (6) その他理事長が必要と認める書類等

(助成交付額の確定)

第10条 理事長は、第9条の実績報告書の提出があった場合において、当該事業の実施内容が助成に適合すると認めるとき、助成交付額（以下「交付額」という。）を確定し、ハイブリッド形式コンベンション開催助成交付額確定通知書（様式第6号）により、主催者に通知する。

(交付額の請求)

第11条 主催者は、交付額確定の通知を受けたときは、ハイブリッド形式コンベンション開催助成交付請求書（様式第7号）に、通帳の写し等送金先が確認できるものを添付して、理事長に交付請求するものとする。

(助成の交付)

第12条 理事長は、前条の規定により助成金の交付請求があったときは、第10条により確定した交付額を当該請求書に基づき交付する。

(交付決定の取消)

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、通知した助成内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) ハイブリッド形式コンベンションを中止したとき、又は遂行する見込みが無くなったとき。
- (2) 第3条の助成対象の条件を満たさなかったとき。
- (3) 申請事項、報告事項等その他に差異が生じ、内定額もしくは交付額が適当でないと理事長が認めたとき。
- (4) 助成の使用目的が不適切であるとき、また目的外に使用したとき。
- (5) 申請事項、報告事項等に虚偽の記載があったとき。
- (6) 本要綱に定める事項に違反したとき。
- (7) その他理事長が不適当と認めたとき。

2 主催者は前項のいずれかに該当する場合、速やかにハイブリッド形式コンベンション開催助成辞退

届（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。

- 3 理事長は助成内容の全部又は一部を取り消す場合、ハイブリッド形式コンベンション開催助成交付決定取消通知書（様式第9号）により、主催者へ通知するものとする。

（助成の返還）

第14条 前条に基づき助成を取り消した場合において、助成交付後にあつては、主催者に期限を定めて、全額又は一部の額の返還を、ハイブリッド形式コンベンション開催助成返還請求書（様式第10号）により主催者に請求するものとする。

（検査）

第15条 理事長は、必要があると認めるときは、交付申請書、変更承認申請書若しくは実績報告書の内容又は助成の使用状況等について、主催者に帳簿書類その他の提出及び説明を求め、並びに調査等を行うことができる。

（委任）

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（個人情報）

第17条 主催者より得た個人情報については、協会個人情報保護規程により、交付に必要な場合に限り使用するものとする。

附則（施行期日）

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則（施行期日）

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附則（施行期日）

この要綱は令和5年4月1日から施行する。